

収入
印紙

訴 状

2010年6月3日

福井地方裁判所 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 坪 田 康 男

同 湯 川 二 朗

同 吉 川 健 司

〒 福井市
原 告

〒 福井市
原 告

〒 福井市
原 告

〒 福井市
原 告

〒 小浜市
原 告

〒910-0019 福井市春山一丁目1番14号

福井新聞さくら通りビル2F あすわ法律事務所（送達場所）

（電 話 0776-21-6333）

（FAX 0776-21-6388）

原告ら訴訟代理人弁護士 坪 田 康 男

〒604-0981 京都市中京区御幸町通竹屋町上る毘沙門町542

松屋ビルアネックス3階 湯川法律事務所

(電 話 075-253-6570)

(FAX 075-253-6571)

原告ら訴訟代理人弁護士 湯 川 二 朗

〒910-0004 福井市宝永4-9-15

千葉ビル3階 泉法律事務所

(電 話 0776-30-1371)

(FAX 0776-30-1373)

原告ら訴訟代理人弁護士 吉 川 健 司

〒910-0005 福井市大手三丁目17-1

被 告 福井県知事 西 川 一 誠

県警違法支出金返還請求事件

訴訟物の価額 算定不能

貼用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、別紙「本件相手方一覧」記載の者に対し、金1388万8629円及びこれに対する平成21年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

- (1) 原告らは、福井県の住民である。
- (2) 被告は、福井県の知事である。

2 本件公金支出

(1) 本件公金支出発覚

福井県警察は、平成22年2月10日、平成16年4月から平成21年8月末までの間に、約1560万円の不正経理が存在したとする内部調査結果を発表した（甲第1号証）。

福井県警察は、同月19日、そのホームページに、「経理処理問題に関する自主調査結果の概要」（甲第2号証、計4頁）を掲載した。

なお、原告伊東が情報公開請求を行って平成22年4月7日入手した「経理処理問題に関する自主調査報告書」（甲第3号証、計25頁、以下、報告書という）には、その内部調査（以下、本件内部調査という）の状況及び結果がより詳細に記されている。

(2) 本件公金支出の内容（県費関係）

前記の福井県警察の内部調査（その体制は、甲第4号証のとおり）及び福井県監査委員による監査結果（甲第9号証）を総合すると、本件公金支出（不正経理）は、以下のとおりであった。

ア 平成16年4月から平成21年8月までの間の福井県警察が執行した消耗品費及び印刷製本費における不適正な経理処理の総額は、1388万8629円であった。

イ その内訳は、以下のとおりであった。

- (ア) 預け金 467万6928円
- (イ) 一括払 173万2404円
- (ウ) 差替え 57万2112円
- (エ) 翌年度納入 428万6488円
- (オ) 前年度納入 13万9051円
- (カ) 先払い 48万4380円
- (キ) 契約前納入 199万7266円

ウ 内部調査の結果を記した報告書（甲第3号証2頁、13頁）は、「預け金」等の意味について、以下のとおり説明している。

(ア) 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させていたもの。

(イ) 一括払

支出負担行為等の正規の経理処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上で、後日、納入された物品とは異なる請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより、一括して支払うなどしていたもの。

(ウ) 差替え

業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどによ

り支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの。

(エ) 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納入日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして支払っていたもの。

(オ) 前年度納入

物品が前年度以前に納入されていたのに、支出命令書等の書類に実際の納入日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして支払っていたもの。

(カ) 先払い

物品は年度内に納入されていたが、当該物品が納入される前に、これらが納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどして代金を先に支払っていたもの。

(キ) 契約前納入

年度内において、契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして代金を支払っていたもの。

3 違法性

本件公金支出は、前記（2(2)ウ）のとおり、いずれも虚偽の内容の関係書類を作成することによって、事実と異なる支出を行ったものである。また、その実質的内容は、会計手続に則らない予算の流用であって、いずれにしても、違法な支出であることは明らかである。

4 損害

違法な本件公金支出によって、福井県は、前記同額金1388万8629円の損害を被ったものである。

なお、報告書は（後に述べる監査結果も）、私的流用さえなければ損害がないと解しているが、そのように解すべきではない。

何故なら、「地方公共団体においては、公務遂行上の経費については、その目的を達成するために必要かつ最少の限度をこえてこれを支出してはならず（地方財政法4条1項）、予算に計上して議会の議決を経ることを要し、その予算の執行は、その定められた目的に従って行われるのが原則であり、予算の各款及び各項の間の流用は原則として許されない（法220条2項）とされ、経費の支出についても財務会計法規に従ってなされることが要求されており、そのような厳格な規制によって、地方財政の健全性を確保しているのであるから、虚偽架空の事実に基づいて会計処理を行っても、それで得た金銭を公務遂行上の経費に充てれば、損害がないと解することができる」とすれば、法や地方財政法等が経費の支出に関して様々な規制を設けているのにこれらを容易に潜脱できることになってしまい、地方財政の健全性の確保の要請に真っ向から反することになり不当である」からである（福井地裁平成18年12月27日判決・判例時報1966号40頁）。

5 原告らが被告に対し損害賠償請求を求める相手方は、次の者である。ただ、具体的支出に関する専決もしくは委任関係につき原告らに不明な部分があるので、請求金額の点を含め、被告の答弁あるいは釈明をさらに特定する予定である。

(1) 相手方西川一誠 平成16年度～平成21年度福井県知事

(2) 平成16年度から平成21年度において、知事から警察本部又は各警察署の消耗品費又は印刷製本費の債務負担行為又は支出命令の権限の委任を受けた者

(3) 平成16年度から平成21年度において、知事又は知事から上記権限の委任を受けた者から上記権限の専決を受けた者

6 提訴に至る経緯

(1) 原告らは、平成22年2月10日、前記報道（甲第1号証「県警不正経理1560万円」）に接し、それが警察における不正経理であっただけに、大きな衝撃を受けた。

(2) その後、情報公開請求によって得た報告書（甲第3号証）には、前記のとおり「預け金」等に関する説明があり、そこには、犯罪さえ意味する「架空取引」「虚偽の内容の関係書類」などの言葉があり、その衝撃は、より一層強いものとなった。

犯罪捜査をすべき立場にある捜査機関が、組織的・日常的に犯罪行為に該当する可能性のある行為を続けてきたという極めて深刻な重大な事件だと受け止めざるを得なかった。

(3) 原告らが、監査委員による監査に期待をして、平成22年3月11日に住民監査請求を行ったこと（甲第5号証）は、当然と言えば当然の行為であった。

原告らは、「預け金」「一括払」「差替え」などの聞き慣れない言葉が当たり前のごとく使用されていることに違和感を感じた。当初は、その意味さえ十分に理解ができなかった。

何故このようなことが、それを指す言葉が存在するほどに定着してしまったのか、その原因を分かりやすい言葉で説明して欲しい。このようなことが二度と起きないための最も有効な手立ては、違法支出は全額返還するのを原則とする厳正な姿勢ではないか。

原告らは、このように考え、さすがに問題の深刻さを理解した監査委員が、厳しい姿勢を示すのではないかと期待して住民監査請求に及んだもので、その趣旨で意見陳述も行った（甲第6号証～甲第8号証）。

(4) 住民監査請求及びその監査結果

ところが、監査結果（甲第9号証）は、報告書（甲第3号証）を説明するだけの内容に過ぎず、原告らの期待を大きく裏切るものであった。

原告らは、やむなく、本訴訟の提起に踏み切らざるを得なかった。

- 7 よって、原告らは、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、執行機関たる被告に対し、前記相手方に対して損害賠償請求をすることを求め、本訴訟に及んだ次第である。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 新聞記事（福井新聞平成22年2月11日付）
- 2 甲第2号証 「経理処理問題に関する自主調査結果の概要」
- 3 甲第3号証 「経理処理問題に関する自主調査報告書」
- 4 甲第4号証 福井県警察適正経理検証調査チーム体制表
- 5 甲第5号証 住民監査請求書
- 6 甲第6号証 福井県警の違法不当支出の全額返還を求める住民監査請求意見陳述書（原告伊東）
- 7 甲第7号証 福井県警の違法不当支出の全額返還を求める住民監査請求意見陳述書（原告内田）
- 8 甲第8号証 意見陳述書（原告ら代理人弁護士坪田康男）
- 9 甲第9号証 住民監査請求に係る監査結果について

添 付 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 甲号証写し | 各1通 |
| 2 訴訟委任状 | 5通 |

本件相手方一覧

- 1 相手方西川一誠 平成16年度～平成21年度福井県知事
- 2 平成16年度から平成21年度において、知事から警察本部又は各警察署の
消耗品費又は印刷製本費の債務負担行為又は支出命令の権限の委任を受けた者
- 3 平成16年度から平成21年度において、知事又は知事から上記権限の委任
を受けた者から上記権限の専決を受けた者